

目黒区における認定こども園制度への対応の基本的な考え方について

急速な少子化の進行等に伴い、保護者の就労の有無にかかわらず教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援事業を行うなど、子どもの育成環境に関する多様なニーズに対応する「認定こども園」が制度化された。この度、目黒区においてもこの制度を有効活用し、未就学児を取り巻く様々な課題に対応していくために、導入に当たっての区としての対応の基本的な考え方をまとめたものである。

第1 これまでの経緯と制度の概要

1 検討の経緯

近年、子どもと保護者を取り巻く社会環境の変化により、未就学児の育成環境は次のような状況におかれている。

- ・ 少子化の進行により、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会が不足してきている。
- ・ 保護者の就労の有無で利用施設が限定されている（保護者が働いていれば保育所、保護者が家庭にいれば幼稚園）。
- ・ 核家族化の進行や地域の子育て力の低下により、家庭で0～2歳の子どもを育てている保護者への支援が必要となってきた。

こうした状況から、国においては認定こども園制度を創設することとし、平成18年6月、「就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、8月に法の指針も決定された。都では12月に認定基準となる条例及び条例施行規則が制定され、都内における認定こども園制度がスタートすることとなった。

一方、区では、17年3月に策定した目黒区次世代育成支援行動計画に基づき、子育て相談をはじめ子育て家庭への支援の拡充、子育てと仕事の両立支援の拡充など子育て環境の整備を進めている。また、幼児教育の新たな展開と多様化を図るため、教育委員会において「幼保一元化施設」の実現に向けて検討を行い、その第一段階として18年4月より、みどりがおか幼稚園において「預かり保育」を開始したところである。

2 認定こども園制度の概要

認定こども園制度は、就学前の幼児に対して教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援を行う施設を都知事が基準を定めて認定するものである。認定に当たっては、幼稚園又は保育園の認可がなされている施設がさらに条件を整えること、または認可外施設であっても都で定めた基準を満たす条件を整えることが要件となる。この認定は新設のみならず公私立を含め既存の幼稚園・保育所が基準を満たす場合は、適用される制度となっている。（制度概要は別紙）

第2 目黒区の幼稚園・保育所・子育て支援等の現状、課題と認定こども園制度導入により期待するもの

1 幼稚園・保育所・子育て支援等の現状と課題

幼稚園は保護者の就労状況を問わず満3歳から小学校就学前の幼児を対象とする学校教育法上の教育施設である。また、保育所は0歳から就学前の保育に欠ける子どもを養育する児童福祉施設である。区内では対象児の減少による定員割れをした幼稚園がある一方、保育所入所待ちの待機児が多数生じているなど、次のような課題を抱えている。

(1) 幼稚園

- 区立幼稚園園児数はここ数年横ばい状況であるが、区全体で定員に対して3割弱（平成18年5月現在129名）の余裕がある。18年4月よりみどりがおか幼稚園で預かり保育を開始し11名が利用している。
- 私立幼稚園は20園あり、園児数はここ数年横ばい状況であるが、区全体で1割強（平成18年5月現在416名）の余裕がある。このうち預かり保育を実施しているのは9園であり、時間帯や形態に違いはあるものの1日各園で10人前後が利用している。
- 平成16年2月実施の次世代育成支援行動計画基礎調査によると保育園利用者の2割5分程度は条件があれば幼稚園を希望すると回答しており、幼児教育を受けたいという一定のニーズが考えられる。また、幼稚園利用者の約半数が開園時間について延長希望がある。
- 区全体で幼稚園需要は十分満たされており、公私立を含めてその余裕枠を保育や子育て支援の観点から効率的に活用していく必要がある。

(2) 保育所

- 保育所の待機児童数は年度当初は40人前後で推移しているが、待機児が減少しないことや年度途中の待機児は年度末になると100人近くに上るなど、新たな保育所整備等による定員拡大が求められている。
- 区では第二田道保育園、第二ひもんや保育園の改築、上目黒一丁目保育園の新設により保育定員を拡大し待機児解消を図ることとしている。これまでも定員拡大を行ってきたが、需要に応えきれていない状況にあり、今後も待機児解消策の一層の充実が求められている。
- 待機児の地区別の状況をみると、北部地区を除く4地区で多い傾向がある。

(3) 子育て支援等

- 地域の子育て支援として、保育所、児童館、幼稚園等では子育て相談事業、親子のつどいなどの交流事業を行っているが、乳幼児を連れた保護者が歩いていける範囲内にこうした事業を展開できる場所を拡大し、より身近な場所で子育て不安軽減を図る必要がある。
- 子育てふれあい広場は中央地区で未整備であるが、南部地区や西部地区でも児童館・保

育所が未整備の住区があるなど、より身近な地域での子育て支援機能の拠点整備が求められている。

2 認定こども園制度の導入により期待するもの

認定こども園は、認可に基づく現行の幼稚園、保育所の枠組みを基本に、幼稚園には教育時間終了後や夏休み期間中等の保育、保育所には保育に欠けない子どもの受け入れの機能が求められる。あわせて地域の子育て支援を担う施設となることが求められている。認定こども園制度の導入により、次のような区内の未就学児を取り巻く課題への対応が期待される。

(1) 幼児教育の充実

- 次世代育成支援行動計画では、「幼児教育の充実」を掲げ、私立幼稚園との連携協力を図りながら、区全体の幼児教育を充実することとしている。認定こども園制度創設を通じ、さらに私立幼稚園と区立幼稚園との情報共有や職員の合同研修など連携を強化する。
- 保育所については、今後進められる幼稚園の認定こども園への移行における教育・保育目標や指導計画等を参考にしながら、日々の保育内容や保育のあり方について教育的な視点から充実に向けて検討する。

(2) 保育所の待機児解消

- 次世代育成支援行動計画では、認可保育所の新設や定員拡大により待機児ゼロを目指している。待機児ゼロを実現するため、幼稚園においても空き定員を積極的に活用することで、仕事と家庭の両立支援としての待機児解消策の一助とする。
- 区立幼稚園においては、各園の空き定員の状況やみどりがおか幼稚園で開始した「預かり保育」の実施状況も踏まえながら保育機能の充実を図る。
- 移行を希望する私立幼稚園については、国・都の補助制度を活用しながら認定こども園への移行を支援することで、区の待機児解消策の一助とする。

(3) 子育て支援の拠点拡大

- 次世代育成支援行動計画では、子育て相談やサークル活動など交流のできる「子育てひろば」事業を行う場を保育所、児童館、幼稚園などの公共施設を活用しながら拡大する方向である。認定こども園制度創設を契機として私立幼稚園や私立保育所等も含めてこうした場が地域に広がることは子育てしやすい地域の環境整備に資するものである。

第3 認定こども園制度導入の考え方と支援策等

1 制度導入の考え方

公私立幼稚園の定員の有効活用、保育所待機児の解消、地域の子育て支援の拠点拡大を目指して、公私立幼稚園における制度導入を推進し、地域全体で子育て環境の整備を進めていくことを基本に各施設への対応を次のように図る。

施設種別	対応の考え方
区立幼稚園	教育委員会における幼保一元化施設検討の経過を踏まえ、幼稚園教育、保育、子育て支援の地域需要を考慮しながら、現行施設の有効活用を基本に整備等が可能な園について移行を進める。
私立幼稚園	経営者の経営方針等を尊重しながら、補助制度など効果的な支援制度を構築する。 制度導入に関する適切な相談や助言を行える区の窓口や体制を整備する。
区立保育所	待機児解消が第一の課題であることから、保育に欠けない子どもを受け入れることとなる本制度の活用は当面困難である。今後国において保育所保育指針の見直しが予定されており、こうした動向をみながら保育内容の充実を図る。
私立保育所	経営者の経営方針等を尊重しながらも、区立保育所同様、待機児解消が第一の課題であることから、区としては本制度の積極的な活用促進は当面行わない。今後国において保育所保育指針の見直しが予定されており、こうした動向を見ながら保育内容の充実に向けた支援を行っていく。 制度導入に関する適切な相談や助言を行える区の窓口や体制を整備する。
認証保育所等	経営者の経営方針等を尊重しながらも、待機児解消の役割を担う施設であることから、区としては本制度の積極的な活用促進は当面行わない。 制度導入に関する適切な相談や助言を行える区の窓口や体制を整備する。

2 認定こども園の開設・運営等に関する支援

制度導入の考え方に基づき、民間施設に対して次のような支援を行っていく。

- 認定こども園の開設や私立幼稚園等が認定こども園に移行する際の相談窓口を整備し、必要な助言・情報提供を行う。
- 私立幼稚園等による認定こども園開設に向けた施設整備及び運営に係る経費等について、認定こども園の類型に合わせて都の補助金を活用した補助制度を平成19年度に創設し、制度の定着を図る。
- 私立幼稚園の運営者が認定こども園で8時間以上の保育を行う場合、状況に応じて職員の研修支援（保育実習の受け入れなど）を行う。
- 私立幼稚園等による認定こども園における子育て支援事業の実施に当たっては、子育てに関する情報を提供するとともに、相互に連携を図り、利用者に対し円滑な相談事業等

が実施できるように支援する。

3 推進体制の整備

認定こども園に関する利用者や民間施設運営者に対する対応を図るため、窓口等の推進体制を整備する。

(1) 認定こども園に関する区の事務

- 認定こども園設置に関する相談や照会への総合的な対応、認定申請の受理・都への意見書提出、認定こども園に関する補助制度の適用などの総合的な対応を図る。
- 幼保連携型・保育園型における認可保育園部分については、児童福祉法における扱いとの均衡を図るため、保育に欠ける子どもの認定（施設を経由して区が認定）と入所状況の把握、施設が定める保育料の状況把握など必要な措置を行う。

(2) 次世代育成支援推進組織の整備

現状の区の幼稚園・保育所関係利用者・事業者の窓口は、次のような体制となっている。

- ・私立幼稚園（総務部総務課）
- ・区立幼稚園（教育委員会事務局学務課他）
- ・公私立保育所、認可外保育所（子育て支援部保育課）

利用者からは、認定こども園に限らず、就学前の教育・保育や子育て支援について十分な情報を得た上で、自らのニーズに最適な施設やサービスの選択が行える総合的な情報提供が求められる。

そこで、平成17年度より次世代育成支援の観点から子どもや子育てに関する窓口等の見直しを検討してきた。検討の中では、私立幼稚園を含めた私学事務、幼保一元化施設への対応、青少年健全育成事務などが対象となっているが、認定こども園制度を含め、窓口の分散化解消と事務の効率化に向けて事務分掌の見直しや組織改編について整理することとした。

- 認定こども園への組織対応としては、都の補助金を活用した区の補助制度の整備と私立幼稚園、私立保育所等からの相談受付窓口を一本化するため、19年度に認定こども園制度に関する具体的な対応方針や相談受付窓口を整備する。担当所管は子育て支援部とする。

第4 区立幼稚園の認定こども園への移行について

1 区立幼稚園の今後の方向性

- 少子化等に伴う子どもの育成環境の変化に対応して、従来の在園児童に対する幼児教育を中心とした幼稚園から脱却し、人間形成の基礎をつくるためのさらなる教育の質の向上、保護者の多様な働き方やニーズへの対応など、子育て家庭への支援の充実等を行い「すべての子育て家庭のための幼稚園」を目指していく。
- そのために認定こども園制度を有効活用していくこととするが、保育機能や子育て支援機能を付加するためには、施設整備等が必要となることから、幼稚園教育、保育、子育て支援などの地域需要を踏まえながら、現行5園体制の枠の中で整備等が可能な園について認定こども園へ移行を進める。
- 法では認定こども園として4つの類型が示されたところであるが、既存の枠組みを有効活用しながら新たな子どもの育成環境づくりを行う観点から、認定こども園「幼稚園型」を基本とする。

2 移行する施設の基本理念

子どもが将来へ向けて生きていくための力の基礎を、子どもの生活や学びにおける発達の連続性に配慮しながら、家庭や地域とともにはぐくむ施設

「ともにはぐくむ、将来へ向けて伸びる子ども」

(1) 幼児期の発達の特성에応じた幼稚園教育を実践する施設

生涯にわたる人間形成のための学習の基礎をつくる「後伸びする力」をはぐくむ幼稚園教育を実践するとともに、「生きる力」の基礎をはぐくむ小学校教育との連携・接続が図られる幼小連携の教育を実践する施設とする。

(2) 保育園・幼稚園とは異なった新たな子どもの育成環境として多様化する保護者のニーズに応える施設

保護者の就労の有無にかかわらず子どもが就園できる施設としていくとともに、地域の子育て家庭が子育て相談や交流を通して、子育てへの不安や負担感を軽減し、子育ての楽しさを実感できる施設とする。

(3) 子どもの成長と保護者の親としての成長を支え、家庭や地域とともに子どもをはぐくむ施設

家庭の子育て力・教育力の向上に向けて、保護者が親として成長していくための支援を行う。施設運営にあたっては、保護者の参加をはじめ地域団体、ボランティア等との連携協力により行うなど地域の子育て支援の拠点となる施設とする。

3 移行する施設の基本機能

(1) 幼稚園機能

- 制度導入当初、対象年齢については、これまで同様4・5歳児としていくが、生きる力の基礎をさらに培う観点、保育所の待機児解消に資する観点から、将来的な幼稚園需要

を考慮するとともに私立幼稚園との十分な調整を図りながら今後検討する。

(2) 保育機能

- 保育に欠ける児童の保育を行う。保育時間については、現行の区の認可保育所の保育時間（11 時間保育）とする。
- 在園児の一時保育を実施する。

(3) 子育て支援機能

就園前の幼児と保護者への支援を充実するなど、保護者や地域の子育て力を高める観点で、施設事情や地域需要も踏まえながら次のような場や機会を設けていく。

- 乳幼児を抱える保護者が子育てに関する相談や他の親子と交流できる場を設ける。
- 就園直前の幼児が集団生活に慣れ親しみ、入園後も円滑に施設での生活が送れるよう幼児と保護者を対象とした親子の定期的な遊びと学びの場を設ける。
- 保護者が親として成長できるための学習の場を設ける。
- 子育てに関わる自主グループの育成・支援を行うとともに集いの場の提供を行う。
- 子育て家庭や幼児を中心として高齢者、小中高校生など、様々な世代間交流ができる機会や場を設ける。

4 移行する施設の運営内容

基本理念、基本機能に沿った運営を図るため、次の内容を運営の基本とし今後詳細を検討する。

(1) 教育・保育目標等の策定

- 「目黒区教育委員会教育目標」、「目黒区保育の理念と保育の目標」に基づいた施設の教育目標・保育目標を国の指針等も参考にしながら策定する。目標を実現するための教育及び保育の全体的な計画、一日を通した日々の指導計画等を作成する。

(2) 定員

- 現行の幼稚園定員の余裕枠を有効活用するとともに、施設規模も考慮しながら保育園の待機児解消に一定の効果のある定員を待機児の状況を勘案しながら設定する。（例：1 学級 35 人のうち保育枠として 1 学級 10 人程度）

(3) 園舎・保育室・屋外遊技場等

- 幼稚園設置基準等を満たす園舎面積等を確保する。

(4) 給食の提供と調理室

- 就労家庭への支援としての既存の保育所とのバランスを図る観点から、東京都の認定基準に基づき給食を提供する。施設事情により調理室設置が困難な場合は外部搬入方式を検討する。

(5) 職員体制及び保育者の資質向上等

- 国の基準や東京都認定基準を基本に、保育及び子育て支援事業に対応できる職員体制とする。
- 保育者の資質向上のための研修の充実とその機会の確保を図る。

(6) 運営主体等

- 施設の効率的な運営や地域人材等を有効活用する観点から、団体、事業者、NPO等との連携協力も視野に入れる。

(7) 保育料

- 現行の区立幼稚園保育料（預かり保育料も含む）と区立保育所保育料とのバランスを考慮しながら、施設の運営やサービス内容に応じて適正な負担となるよう設定する。

5 移行する幼稚園

認定こども園として幼稚園に付加する基本機能を満たす施設規模の実現性や幼稚園教育・保育・子育て支援に関わる地域需要等を総合的に勘案し次の2園を認定こども園へ移行する。

(1) みどりがおか幼稚園

＜選定の理由＞

- 現在の定員余裕を保育枠として有効に活用できる。
- 待機児解消や子育て支援拠点整備という地域的需要（西部地区）に対応できる。
- 既に幼保一元化の第一段階として預かり保育を実施しており円滑な移行が可能である。

(2) げっこうはら幼稚園

＜選定の理由＞

- 現在の定員余裕を保育枠として有効に活用できる。
- 小学校校庭等を活用した運動場の確保が可能となる。
- 待機児解消や子育て支援拠点整備という地域的需要（南部地区）に対応できる。
- 大規模改修工事が必要な施設であり、改修工事とあわせて整備することが効率的である。

6 移行スケジュール

(1) みどりがおか幼稚園

- 現施設の有効活用を基本としながら、現在実施している預かり保育の充実、子育て支援事業の充実、給食の提供など段階的に条件整備を行い、認定こども園へ移行する。（平成21年度以降予定）

(2) げっこうはら幼稚園

- 施設の基本理念・基本機能を満たす施設整備を行い、認定こども園へ移行する。（平成23年度予定）

7 その他の区立幼稚園（3園）の今後の方向

各幼稚園では子育て相談、未就園児対象の親子のつどい事業など子育て支援に取り組んでいるが、今後とも「すべての子育て家庭のための幼稚園」を目指して事業展開を図ることとする。

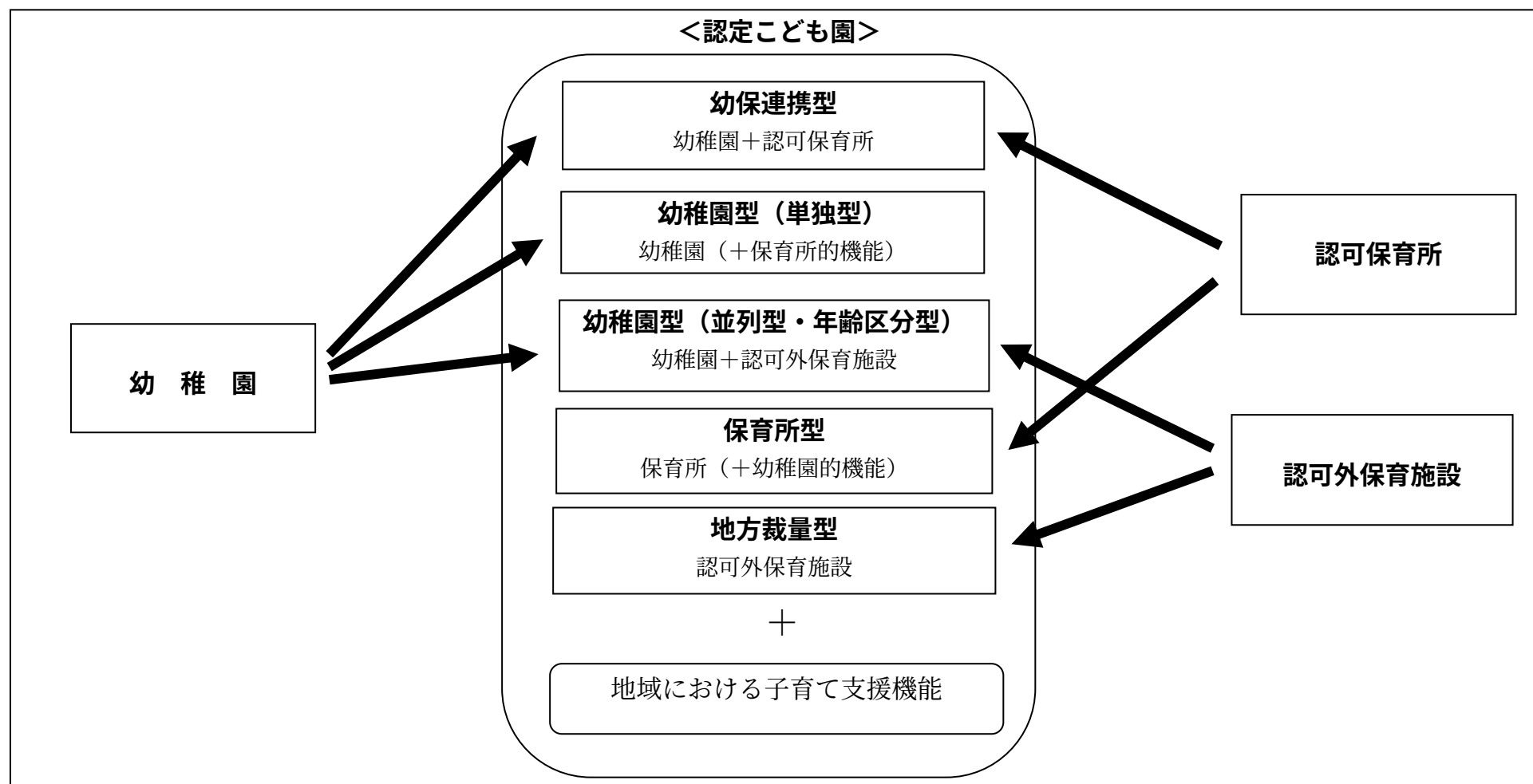
＜認定こども園と幼稚園、認可保育所、認可外保育施設について＞

認定こども園制度は、既存の幼稚園、保育所等の法的位置づけを保持したまま、認定を受けるもの。

○既存の幼稚園、認可保育所、認可外保育施設が認定こども園へ移行する場合は、認定こども園の認定申請が必要。

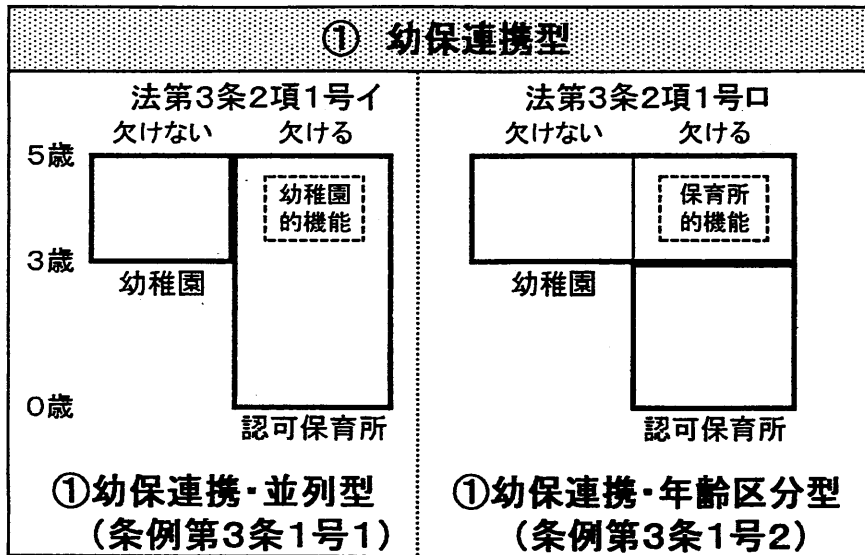
○さらに、新規に認定こども園を開設したり、連携する施設を新たに開設するような場合には、幼稚園の認可申請、認可申請（届出）、認証保育所の認定申請を合わせて行う必要がある。

【幼稚園、認可保育所、認可外保育施設から認定こども園への移行例】

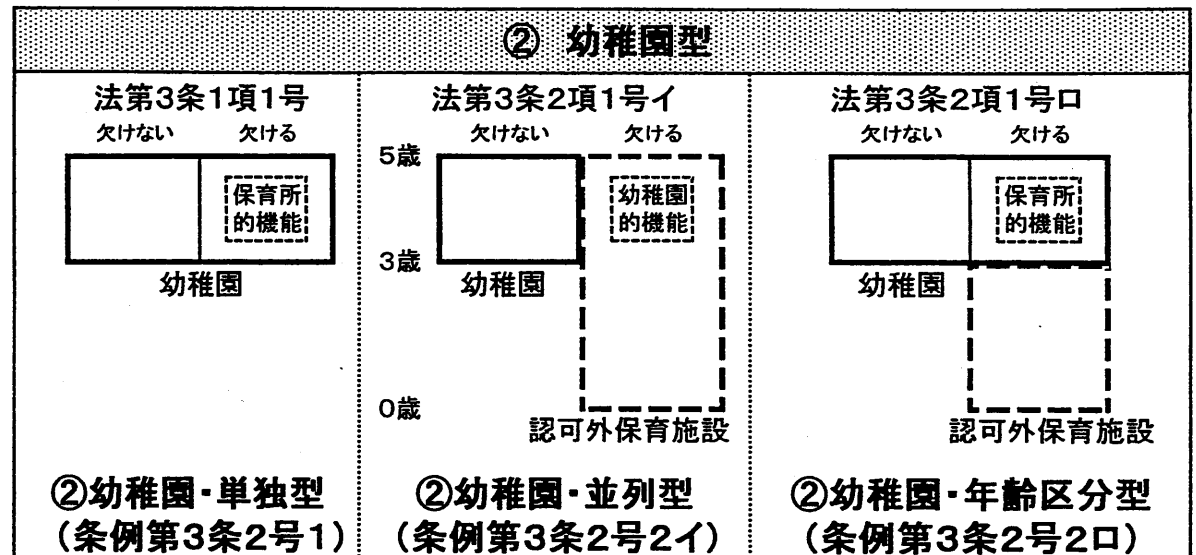


認定こども園の類型

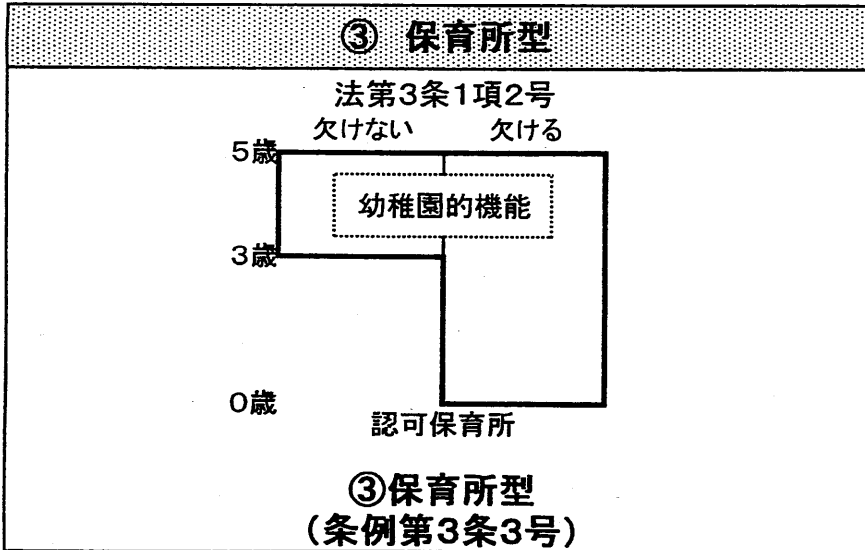
① 幼保連携型



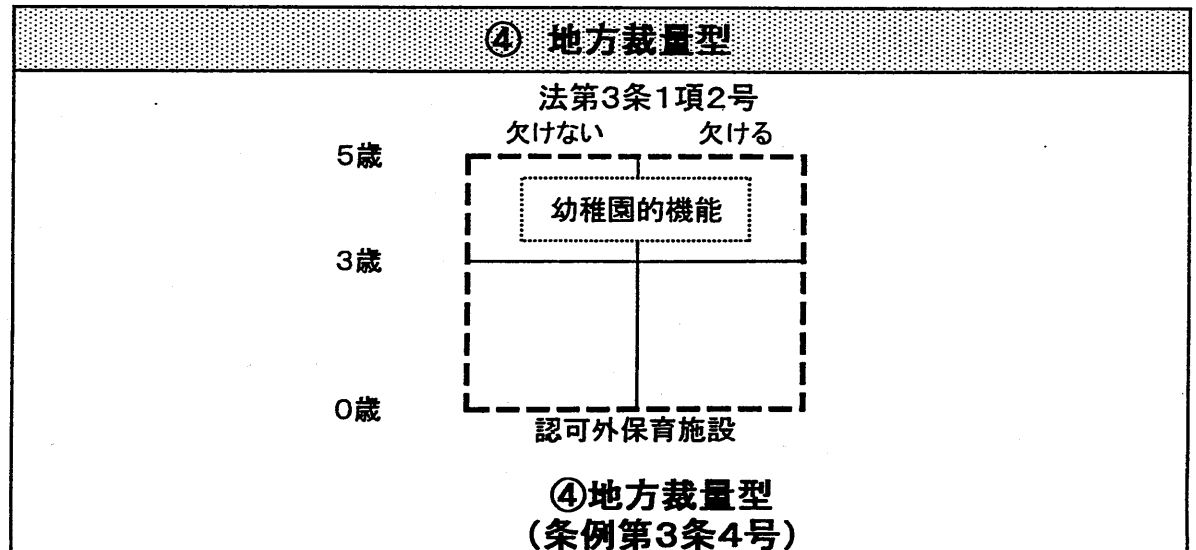
② 幼稚園型



③ 保育所型



④ 地方裁量型



(注1) 欠ける＝保育に欠ける 欠けない＝保育に欠けない

(注3) ()内の番号は、条例(案)のものである。

(注2) 実線は「認可」部分 点線(太)は「認可外」部分 点線枠内は、新たに追加する「機能」